

# 伊根町再エネ活用型EV充電設備整備工事

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

再エネ活用型EV充電設備の導入により、平時の温室効果ガス排出を抑制するとともに、伊根町予約型乗合交通用EVへの再生可能エネルギーの活用と、防災力の強化として、太陽光発電設備と蓄電池設備を組み合わせることにより、災害時等の停電時であっても必要な電気を自立的に確保できる設備の構築について、実施設計業務及び当該工事の施工を行う事業者を企画提案方式により公募するものである。

### 2 工事の概要

#### (1) 名称

伊根町再エネ活用型EV充電設備整備工事

#### (2) 内容

別添要求水準書及び特記仕様書のとおり

#### (3) 契約方法

随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号）により締結する。

#### (4) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月10日（金）まで

#### (5) 見積限度額

159,237,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

うち、再エネ活用型EV充電設備整備工事（設計費含）

137,714,000円

うち、用地造成工事

21,523,000円

### 3 応募資格

応募者は、次の資格要件を全て満たさなければならない。なお、資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を町が求める場合がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。

(3) 租税を完納している者。

(4) 本町及び国、地方公共団体等による工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置期間を受けていない者。

(5) 暴力団又はその構成員の統治下にある者でないもの。

- (6) 事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (7) 建設業法第3条に基づく建設業許可のうち、「電気工事」について特定建設業許可を受けていること。
- (8) 太陽光発電設備・照明設備等の電気工事について平成24年度から本件公告日までに完了した実績があること。
- (9) 応募者は、経営規模等評価結果通知書の「電気工事」の総合評定値が800点以上であること。

#### 4 事業者選定の流れ

##### (1) 一次審査及び二次審査の実施

参加申込書等の提出事業者が4者を超えた場合は、参加申込書等の内容に基づき一次審査（実績審査）を行い、上位4者について、二次審査（内容審査）を行う。なお、提案書の提出事業者が1者の場合でも、二次審査を行う。

##### (2) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表1のとおりである。ただし、土曜日、日曜日及び休日など、伊根町の休日を定める条例（平成2年伊根町条例第17号）に規定する町の休日には、受付等を行わない。なお、このスケジュールは参加者の状況、審査の進捗状況等により若干変更する場合がある。

表1 契約締結までのスケジュール

	内容	期日
1	公告	令和4年4月27日（水）
2	質問書の受付（第1回） ※参加資格に関する質問（回答期限）	令和4年5月6日（金） ※令和4年5月10日（火）
3	現地視察 ※希望する事業者のみ	令和4年5月9日（月）
4	参加表明書等の提出	令和4年5月12日（木）午後5時【必着】
5	一次審査 （参加資格審査・実績審査）	令和4年5月13日（金）
6	提案書提出要請通知書の通知	令和4年5月13日（金）までにメールで通知
7	質問書の受付（第2回） ※工事内容等に関する質問（回答期限）	令和4年5月13日（金）～5月18日（水） ※令和4年5月20日（金）
8	提出意思確認書の提出	令和4年5月24日（火）午後5時【必着】
9	企画提案書等の提出	令和4年5月26日（木）午後5時【必着】
10	二次審査（内容審査）	令和4年5月30日（月）
11	優先交渉権者の決定	令和4年6月3日（金）※予定
12	契約締結	令和4年6月上旬

## 5 参加申込手続き

参加申込みする者は、参加申込書（様式第1号）を1部提出するとともに、下記の添付書類を提出し審査を受けるものとする。なお、参加資格確認の基準日は、参加申込書の提出期限日とする。

### (1) 添付書類（以下「参加申込書類」という。）の構成

ア 会社概要（様式第1号の1）※最新のもの。パンフレット等の使用も可

イ 直近年度の決算書

ウ 業務実績一覧（任意様式）

平成24年度から令和3年度までの過去10年間の業務実績のうち、本件と類似又は関連するものを対象とする。また、業務実績一覧には、「発注機関名」「業務名」、「契約金額（消費税抜き）」、「業務の概要」を記載し、契約書の写し及び契約内容が確認できる資料（特記仕様書等）を添付すること。なお、対象として記載する件数は、最大5件とする。

エ 配置予定技術者（任意様式）※次の項目を必ず記載すること。

① 業務経験年数

② 業務に関連する保有資格（資格証の写しを添付）

③ 本件と類似する業務実績があれば記載すること。

オ 納税証明書（参加申込書提出の前3か月以内に発行された証明書で、令和3年度の国税及び地方税（都道府県税）の未納がないことを示すもの）

・ 国税（法人税及び消費税）の未納のない証明（写し可）

・ 都道府県所管の法人事業税、法人住民税及びその他都道府県税の未納のない証明（写し可）

カ 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し（参加申込書提出の前3か月以内に発行された証明書）

キ 誓約書及び役員名簿（別記様式第1号、別記様式第2号）

### (2) 参加申込書類の提出

参加申込書類は、正本1部及び副本7部を以下のとおり郵送により提出すること。なお、参加申込書類は、(1)の添付書類一式をつづり込み、正本のみ表紙に工事名称及び提出事業者名を記入すること。

① 提出期限：令和4年5月12日（木）午後5時

② 提出場所：伊根町役場企画観光課

③ 提出方法：郵送による。郵便書留により提出期限までに必着とする。

### (3) 企画提案書の提出要請

資格確認結果は、令和4年5月13日（金）までにメールにて企画提案書提出要請通知書（様式第2号）を通知する。

### (4) 提出意思確認書の提出

企画提案書の提出要請通知を受けた者は、企画提案書の提出意思について、以下のとおり郵送により提出意思確認書（様式第4号）を提出すること。

① 提出期限：令和4年5月24日（火）午後5時

- ② 提出場所：伊根町役場企画観光課
- ③ 提出方法：郵送による。郵便書留により提出期限までに必着とする。

## 6 質疑について

### (1) 質問書の受付

#### ア 受付期間

- ① 参加資格に関する質問：令和4年4月27日（水）～5月6日（金）
- ② 工事内容に関する質問：令和4年5月13日（金）～5月18日（水）

#### イ 提出方法

本件について質疑のある者は、事務局の電子メールアドレス宛てに送信すること。送信に当たっては、表題を「プロポーザル方式による事業者選定に係る質疑」とすること。また、参加資格に関する質問と工事内容に関する質問とは分けて提出するものとし、質問書（別記様式第3号）により提出すること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。ただし、期限内に電話で質問書到着の有無を確認することは差し支えない。

### (2) 回答

#### ア 回答日

- ① 参加資格に関する質問：令和4年5月10日（火）
- ② 工事内容に関する質問：令和4年5月20日（金）

#### イ 回答方法

回答予定日までに町ホームページにて回答を公開する。なお、本件に直接関係のある質問のみに回答を行うため、全てに回答するものではない。

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

提出意思確認書を提出した者は、下記の書類を提出すること。また、企画提案書提出要請通知書を受けた後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。なお、提出する副本には、提出者である企業名等の名称を記載しないこと。

#### ア 企画提案書（様式第3号）1部

#### イ 企画提案書（本編）（任意様式・枚数制限なし）正本1部、副本7部

※企画提案書に添付する資料については、要求水準書を参照すること。

#### ウ 見積書（様式第5号、消費税含）及び見積内訳書 1部

※次の事項を記載し、封入封緘して提出すること。

- ① 工事名称
- ② 提出者の所在地・名称・代表者名
- ③ 見積書が封入されている旨（「見積書在中」など）

### (2) 提出期限及び提出方法

- ① 提出期限：令和4年5月26日（木）午後5時
- ② 提出場所：伊根町役場企画観光課

③ 提出方法：郵送による。郵便書留により提出期限までに必着とする。

## 8 一次審査（参加資格審査・実績審査）

参加表明書類に基づく参加資格審査を実施する。

### (1) 審査時期

令和4年5月13日（金）

### (2) 評価方法

10の評価基準に基づき企業及び配置予定技術者の実績について評価する。

## 9 二次審査

提出された企画提案書等の内容について、適正に候補者を選定するため、「候補者選定委員会」（以下「委員会」という）を設置し、委員会に対しプレゼンテーションを実施することとする。委員会は評価基準に基づき審査を行う。なお、プレゼンテーションは原則対面で行うものとするが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によってはオンラインで行う可能性がある。

プレゼンテーションの順番は、原則、企画提案書の受付順に行い、詳細については後日通知するものとする（但し、応募者多数の場合は、書類選考を実施し選考を通過した事業者に対してプレゼンテーションの実施を依頼する可能性がある。）

### (1) 審査時期

令和4年5月30日（月） ※詳細な日時は別途メールで通知する。

### (2) 方法：対面又はオンライン

（オンラインの場合は伊根町をホストとした、有償版 zoom を使用する）

### (3) 発表時間：1事業者につき50分以内

（プレゼンテーション40分以内 質疑応答10分以内）

### (4) 参加者：3人以内

### (5) 評価方法

10の評価基準に基づき、企画提案の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に勘案し、技術提案の内容を評価する。

### (6) 結果通知：結果については、提案書を提出した事業者に対し、すみやかに文書にて通知を行う。

## 10 評価基準

審査項目	細事項	配点	着眼点	
実績	過去10年の業務実績	10	※資格要件（過去10年類似案件3件以上かつ過去3年蓄電池導入実績1件以上） 十分な実績を持ち、かつ、その業務内容が本件にいかされると判断する場合は優位に評価する。	
	配置予定技術者の実績	5	配置予定技術者が十分な実績を持ち、かつ、その業務内容が本件にいかされると判断する場合及び配置予定技術者に本件にいかされる専門的な資格がある場合は優位に評価する。	
実施方針	工程及びスケジュール	10	工程が具体的に設定され、スケジュールに妥当性がある場合及び履行期間内における効率的な遂行のための工程上のポイントや留意点が具体的に示されている場合は優位に評価する。	
	実施体制	5	各配置予定技術者等の役割分担やバックアップ体制が具体的である場合は優位に評価する。また、町との連絡体制が具体的である場合は優位に評価する。	
企画提案書	内容	システム等の構築方法等について（運用方法等含む。）	30	自立運転時のシステム構成について、継続してEVに電力を供給するための効率的な方法及びエネルギーマネジメントの効率的な方法が示されている場合は優位に評価する。
		太陽光発電設備の工法等について	20	効率的な発電量が見込まれる配置案や安全な工法が具体的に示されている場合は優位に評価する。
		蓄電池設備の工法等について	10	予約型乗合交通用EVへの、効率的な配置案や安全な工法が示されている場合は優位に評価する。
		町内の事業者の活用等	10	町内の事業者への発注予定など、町経済への貢献策が具体的に示されている場合は優位に評価する。

### 11 優先交渉権者の選定等

委員会において決定した順位の結果及び提案価格の評価をもって、優先交渉権者を選定する。

評価に当たっては、次の算定方法によって提案価格及び技術評価（一次審査と二次審査の合計点：100点満点）を基に審査を行い、優先交渉権者を選定する。提案者の評価点数（小数点以下第1位まで算出、小数点以下第2位以降切捨て）が同点となった場合は、「技術評価」の評価が高い提案者を上位とし、「技術評価」の点数についても同点である場合は、委員会の協議により決定する。

$\text{評価点数} = \frac{\text{技術評価に係る評価点数} \times 70}{100} + \frac{\text{最も低い見積価格} \times 30}{\text{提案者の見積価格}}$ <p style="text-align: center; margin: 0;">※小数点以下第1位まで算出（小数点以下第2位以降は切捨て）</p>
--

上記委員会における選定決定を踏まえて、町長が優先交渉権者を決定する。

優先交渉権者にあつては選定通知書により、その他の者にあつては審査結果通知書により通知する。

## 1.2 優先交渉権者の決定後の手続

- (1) 決定した優先交渉権者との間において契約交渉を行う。
- (2) 契約交渉に際して、契約内容等詳細について協議を行う。
- (3) 契約締結における契約内容は、提案書等に基づくものとする。  
(二次審査における説明内容等を含む。)
- (4) 優先交渉権者との契約交渉の結果、契約締結に至らなかったときは、次点の者を優先交渉権者とし、この者との間において契約交渉を行う。この場合においては、上記(2)及び(3)を準用し、契約交渉を行う。また、提案者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を優先交渉権者として選定し、上記協議を行う。なお、契約額は原則として提案された見積額の範囲内とする。

## 1.3 結果の公表

伊根町ホームページにおいて、次の事項を公表する。なお、電話等による問合せには、一切応じない。

- (1) 優先交渉権者の決定後
  - ア 工事の概要
    - ① 件名
    - ② 工事内容等
  - イ 優先交渉権者の所在地、商号(名称)及び代表者氏名
- (2) 契約締結後
  - ア 契約金額
  - イ 委員会における審査の概要
  - ウ その他必要な事項

## 1.4 現地視察

本件に係る現地視察については、下記のとおり実施する。

- (1) 日時  
令和4年5月9日(月) 午前9時～午後5時  
※1事業者当たり30分以内を想定
- (2) 対象  
現地視察を希望する事業者
- (3) 申込み方法と留意事項  
現地視察を希望する事業者は、5月2日(月)までに下記事務局宛て電子メールにより視察希望の時間帯を複数示した上で日程調整を行うこと。現地視察の際、

視察の範囲等については、事務局担当者の指示に従うこと。指示に従わない場合は、当該プロポーザルへの参加を認めない場合があることに留意すること。

## 1 5 参加事業者の失格

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に不備があると主管課が判断した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当した場合

## 1 6 その他

- (1) 提案書の作成及び提出並びに説明(提案者が行うプレゼンテーションを含む。)に要する費用その他本件公募型プロポーザル方式による事業者選定に参加するための費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 本件に関する書類等の提出が郵送である場合、提出先における受理確認の有無は、提出事業者から電話で行うものとする。確認がなく期限内に事務局が受理していない場合は、提出された書類等が無効になる場合がある。
- (3) 本件に関して提出された書類等の提出後の修正又は変更は認めない。また、提出された書類等は返却しない。
- (4) 本件に関して提出された提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、伊根町において必要と判断した場合は、提案書の複製及び内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 本件に関して提出された提案書等は、伊根町情報公開条例(平成18年3月20日条例第12号)に基づく開示請求の対象となる。
- (6) 優先交渉権者の決定後において、仕様書等の内容について疑義が生じた場合は、協議により変更ができるものとする。
- (7) 企画提案は、1提案者につき1案とする。
- (8) 選定に関する意義は、一切受け付けない。

## 1 7 書類の提出場所及び問合せ先

伊根町役場 企画観光課 担当 永濱

所在地：〒626-0493 京都府与謝野郡伊根町日出651

電話番号：0772-32-0502

ファックス：0772-32-1333

電子メール：propo@town.ine.lg.jp